

広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業指定管理業務仕様書 新旧対照表（令和7年9月1日修正）

区分	現 行	修正後						
2－(1)－イ－(ア)	指定管理者は、これまで青少年野外活動センター・こども村が実施してきた事業（「資料18 令和7年度広島市青少年野外活動センター・こども村要覧」p. 6～7「令和7年度主催事業計画」参照）を踏まえ、こども又は若者の心身の健全な育成に寄与する事業（主催事業）を実施すること。 <u>なお、主催事業の実施に当たっては、条例や規則に定めのある利用料金は徴収することができるが、別途自主事業を実施する場合を除き、これら以外の料金（参加者負担金等）を指定管理者の収入とすることはできない。このため、主催事業の実施に当たって資材等を提供し、これらの販売により金銭を得る場合は、指定管理事業と会計を切り分けて事業全体を自主事業として実施し、得られた収入を指定管理者の収入とすること。</u>	指定管理者は、これまで青少年野外活動センター・こども村が実施してきた事業（「資料18 令和7年度広島市青少年野外活動センター・こども村要覧」p. 6～7「令和7年度主催事業計画」参照）を踏まえ、こども又は若者の心身の健全な育成に寄与する事業（主催事業）を実施すること。 <u>また、主催事業の実施に当たっては、条例や規則に定めのある利用料金は徴収することができるが、別途自主事業を実施する場合を除き、これら以外の料金（参加者負担金等）を指定管理者の収入とすることはできない。このため、主催事業の実施に当たって資材等を提供し、これらの販売により金銭を得る場合は、指定管理事業と会計を切り分けて事業全体を自主事業として実施し、得られた収入を指定管理者の収入とすること。なお、指定管理業務として利用料金を徴収しない主催事業を開催することは可能であり、この場合の本市への目的外使用許可申請及び使用料の支払いは不要である。</u>						
6－(1)－エ－(オ)－c	宿泊利用がない場合には、緊急時の対応等を考慮し、夜間においても最低1名以上の人員を配置すること。ただし、警備業務を外部委託する場合には、警備業務に従事する警備員でも可とする。	宿泊利用がない場合には、緊急時の対応等を考慮し、夜間においても最低1名以上の人員を配置すること。ただし、警備業務を外部委託する場合には、警備業務に従事する警備員でも可とする。 <u>また、常駐を必須とせず、機械警備に加えて、必要に応じた夜間巡回の実施とすることも可とする。</u>						
10－(1)－キ	使用申請の受付等	使用申請の受付等（令和9年12月～）						
別紙1	<追加>	<table><tr><th>施設維持管理業務</th><th>主な仕様</th><th>回数</th></tr><tr><td>プレーパーク、大型遊具等</td><td>（社）日本公園施設業協会が策定した基準に基づき①日常点検及び②定期点検を行う。</td><td>①毎日又は適宜 ②年2回以上</td></tr></table>	施設維持管理業務	主な仕様	回数	プレーパーク、大型遊具等	（社）日本公園施設業協会が策定した基準に基づき①日常点検及び②定期点検を行う。	①毎日又は適宜 ②年2回以上
施設維持管理業務	主な仕様	回数						
プレーパーク、大型遊具等	（社）日本公園施設業協会が策定した基準に基づき①日常点検及び②定期点検を行う。	①毎日又は適宜 ②年2回以上						